

株式会社寿エンタープライズ

地域密着型通所介護運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社寿エンタープライズが開設するデイサービスセンター草加（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び介護職員（以下「相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定地域密着型通所介護提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、指定地域密着型通所介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う主たる事業所の名称、所在地、事業単位及び定員は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| 一. 名称 | デイサービスセンター草加 |
| 二. 所在地 | 埼玉県草加市長栄2丁目20番地1 |
| 三. 事業単位 | 1単位 |
| 四. 定員 | 18人 |

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- 一. 管理者兼生活相談員兼介護職員 1人（常勤職員）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供にあたるものとする。
- 二. 生活相談員 1人以上（常勤職員）
生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- 三. 看護職員兼機能訓練指導員 1人以上（非常勤職員）
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 四. 介護職員 2人以上（非常勤職員等）

介護職員は、利用者の入浴、給食等の介助及び援助を行う。

五. 機能訓練指導員 1人以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

六. 調理員 1人以上（非常勤職員）

調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一. 営業日 月曜日～金曜日迄とする。

（ただし、12月30日から1月3日迄を除く。）

二. 営業時間 8時30分～17時30分迄とする。

三. サービス提供時間 9時25分～16時40分迄とする。

（指定の内容及び利用料等）

第6条 指定通所介護の内容は、次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法廷受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

一. 食事の提供

二. 入浴

三. 日常生活動作の機能訓練

四. 健康チェック

五. 送迎

六. 運動器機能向上（介護予防）

3. 食事代は、1食あたり（おやつ・デザート代含む）620円を徴収する。

4. おむつ代は、実費（介護度や使用する物により異なる）を徴収する。

5. その他利用者個人で利用・消費するものについては実費を徴収する。

6. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第7条 事業の実施地域は、草加市の区域とする。

（サービスの利用に当たって留意事項）

第8条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けて貰うよう指示を行う。

2. 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

一. 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

二. 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

三. 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（衛生管理等）

第9条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理

に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時等における対応方法）

第10条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。

4 利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3. 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第12条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第13条 事業所は、指定通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2. 提供した指定通所介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要

な改善を行う。

3. 提供した指定通所介護に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って改善を行う。
4. 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(個人情報保護)

第 14 条 利用者又はその家族の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を順守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(地域との連携等)

第 16 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るものとする。

2. 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
3. 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、概ね 6 ヶ月 1 回以上開催する。
4. 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
5. 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(業務継続計画の策定等)

第 17 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第 18 条 事業所は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定地域密着型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は***と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 17 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 3 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 26 年 11 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この規定は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。